

記者発表資料（発表・資料配付）				
月／日	担当課（室） 班名	T E L	発表者名 （担当者名）	その他 配布先
2／28 （水）	人権教育課 指導・事業班	078-362-3792	課長 村松 好子 （主幹 阿部 浩士）	

「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて（改訂版） 【実践事例編】」について

1 改訂にあたって

兵庫県教育委員会においては、平成 19（2007）年に教師用指導資料「男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて」を改訂しました。しかし、本資料を作成してから 10 年が経過し、この間、国においては「男女共同参画基本計画」の第 3 次計画、第 4 次計画の策定や、教育基本法の改正等が行われるとともに、新学習指導要領が告示されました。県においては、平成 28（2016）年 3 月に「ひょうご男女いきいきプラン 2020」（第 3 次兵庫県男女共同参画計画）が策定されました。このような国や県の動向を踏まえ、学校教育及び社会教育において、次代を担う子どもたちが人権の尊重や男女の平等、男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等男女共同参画への理解をさらに深め、多様な可能性から主体的に進路を選択するキャリアプランニング能力や態度を身に付ける指導を進めていくため、この度、改訂を行いました。

2 男女共同参画社会の実現をめざす教育の基本的な考え方

本資料の改訂にあたり、「基本的な考え方」については、国や県の動向を踏まえて再検討を行ない、平成 29（2017）年 3 月にホームページ上にて公開しました。「基本的な考え方編」では、「人権尊重を基盤とし、『個人の尊重』『男女の平等』『男女の相互理解と協働』という三つの基本的視点を踏まえながら、男女共同参画社会の実現をめざす教育を総合的かつ計画的に推進する」としています。

3 実践事例改訂のポイント

「基本的な考え方編」の改訂に伴い、平成 29 年度は、「実践事例編」の改訂を行いました。県プランの重点的に取り組む課題（DV 防止、防災、ワーク・ライフ・バランス等）や兵庫県の特徴的な取組（トライやる・ウィーク、キャリア教育）、新学習指導要領をふまえた実践事例となっています。なお、今回の改訂では、新たに特別支援学校で活用できる実践事例を、2 事例作成しています。

4 配布時期

平成 30 年 3 月

5 配布方法

兵庫県教育委員会事務局 人権教育課のホームページ上にて、インターネットによるデータ配信。